

議案第 6 9 号

市川漁港外郭施設工事請負変更契約について

市川漁港外郭施設工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市川漁港外郭施設工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市塩浜 1 丁目 3 番地先 |
| 3 | 請負代金額 | 4 5 6, 7 3 3, 0 8 0 円 |
| 4 | 契約相手方 | 千葉市中央区中央港 1 丁目 1 2 番 3 号
東亜建設工業株式会社 千葉支店
理事支店長 中野 夏樹 |
| 5 | 工 事 概 要 | 市川漁港外郭施設工事
東突堤 一式
西突堤 一式 |

理 由

既定予算に基づく市川漁港外郭施設工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者東亜建設工業株式会社とは、平成30年6月22日付で締結した市川漁港外郭施設工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第1条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の増額）

第2条 前条に定める工事内容の変更に伴い、原契約第4項に定める請負代金額「¥407,700,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥30,200,000」を¥49,033,080のうち取引にかかる消費税及び地方消費税¥3,632,080増額し、「¥456,733,080のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥33,832,080」に改める。

（工期の延期）

第3条 原契約で定める完成日を平成31年7月31日まで延期する。

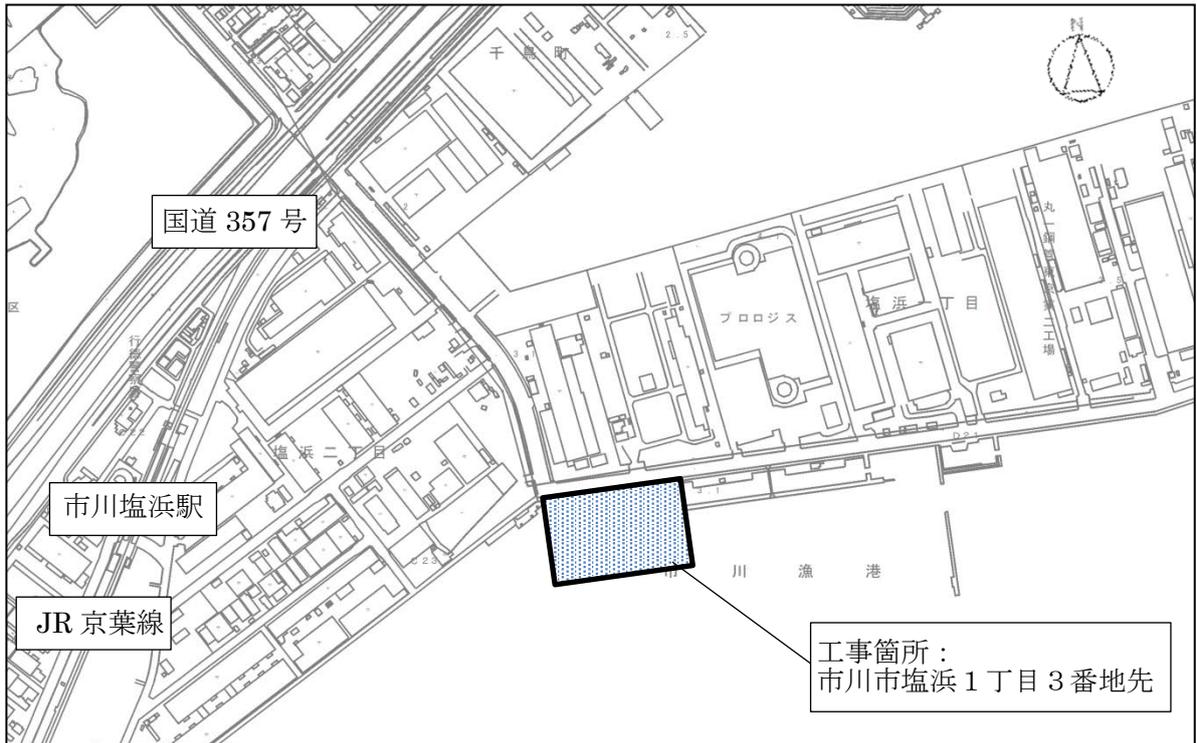
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月8日

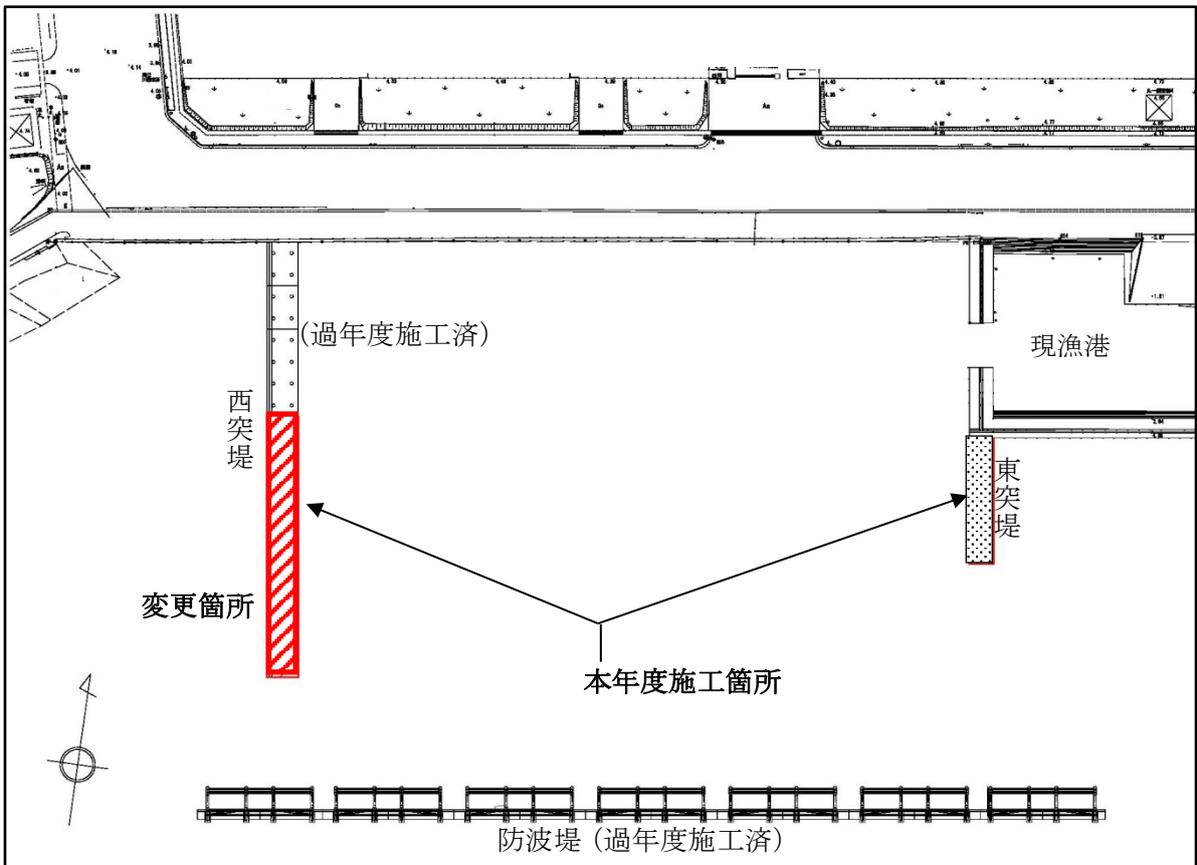
発注者 住所 市川市八幡1丁目1番1号
市川市
氏名 代表者 市長 村 越 祐 民 印

受注者 住所 千葉市中央区中央港1丁目12番3号
東亜建設工業株式会社 千葉支店
氏名 理事支店長 中 野 夏 樹 印

議案第69号の参考図1



案内図



配置図

西突堤 標準断面図

